

最優秀答案（57点）

回答者 Y. k

第1 設問1

1 X P間の本件消費貸貸契約に際し、X B間で締結されたAを連帯保証人とする本件保証契約は、A B間で何ら代理権授与行為がないため民法（以下略）99条1項の要件を満たさず無権代理行為となり原則無効である。

2 しかし本件保証契約はX R間の消費貸貸契約を保証する際にBがAの代理人として利用した実印や印鑑登録証明書を用いて締結されている。そこで110条と112条を重畳適用し、表現代理の成立を主張できるか問題となる。

(1) 110条と112条の重畳適用が認められるためには、①有効に授与された「代理権」が「消滅」し、②その後その代理権の範囲外の法律行為があり、③その相手方が代理権の不存在につき「善意」無「過失」であることが求められる。

(2) ①について

本件において平成27年3月頃、BはAに対しRかXから貸付けを受けるのでその連帯保証人になってくれないかと頼んだところ、これを了承し、Bに対し代理権を授与した。そして平成27年3月3日、Bが代理人となりRの消費貸貸契約上の債務についてAが連帯保証する保証契約を締結し、当該代理権は消滅した。よって①は認められる。

(3) ②について

当該代理権はあくまでX R間の契約の保証に関するものであり、他の借入の連帯保証人になることや日常から任意の実印使用を許したものではない。それにも関わらずBはAの代理人としてX P間の消費貸貸契約についてAを連帯保証人とする保証契約を締結している。そこで②は認められる。

(4) ③について

本件においてAは以前X R間の消費貸貸契約につき保証人となることを了承しており、またAとはつながらなかったもののAの自宅へ電話しておりAの確認をとろうとしている。それに加えAはRの連帯保証契約を締結して以降、Bに対し実印及び印鑑登録証明書の返還を特段求めていないためBは資格ちょうひょうがある。しかしX P間の消費貸貸契約は1000万で利息年10%という極

めて高額である。また連帯保証契約はその不利益の大きさから人的関係を重視すべきところ、A Pの仲は子供の友人の夫という極めて希薄である。そしてたしかにXはAの自宅に電話しているが、応答したのは契約の締結者であるBであり、その言動に信ぴょう性が高いとはいえない。それに加えA Bは同居しており親子関係にあることから実印等を無断で容易に持ち出せるところ、その代理権を容易に信じるべきではないし、以前のX R間の契約から一年以上経過していることも考慮すべきである。以上のことを鑑みると、Xは無「過失」であったとはいえず、③は認められない。

3 したがって110条と112条1項の重畳適用による表現代理は成立せず、XはAに対し保証債務の履行を請求することはできない。

第2 設問2

1 XはBに対し117条により金銭は不特定物であるところ債務の「履行」を請求することが考えられる。

2 117条が認められるためには、①「自己の代理権を証明することができず」、②「本人の追認を得られ」れず、③代理権の不存在につき相手方が善意無過失であるか、もしくは無権代理人が制限行為能力者ではないことが求められる。

(1) 本件においてAは本件保証契約については一切話を聞いていない、Bが勝にやったことであるから責任を負わないとしているから①、②は認められる。

(2) しかし上述の通りXにつき善意無過失は認められない。またXは契約当時28才であり制限行為能力者にもあたらない。よって③は認められない。

3 したがってXはBに対し「債務の履行」を請求することができない。

4 なお表見代理の成立は要件とならない。なぜなら条文上求められてはおらず、無権代理人が責任を免れるため用いるからである。

以上